



鳥取県公報

令和4年3月29日（火）
第9386号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（135）（循環型社会推進課）・・・・・・・・・・ 2 特定計量器の定期検査の実施（136）（くらしの安心推進課）・・・・・・ 2 森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項 （137）（林政企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 保安林の指定施業要件の変更予定（138）（森林づくり推進課）・・・・・・ 5 都市計画事業の認可（139）（道路建設課）・・・・・・・・・・・・・・ 7 開発行為に関する工事の完了（140）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・ 7
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

告 示

鳥取県告示第135号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県産業廃棄物実態調査
- 2 調査の目的
令和3年度の鳥取県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内全域の事業所（農林漁業を除く。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 従業員数
 - イ 元請完成工事高・解体工事請負高（建設業）、製造品出荷額（製造業）又は病床数（医療機関）
 - ウ 廃棄物の種類、契約等ごとに次に掲げる事項
 - (ア) 自社中間処理前発生量
 - (イ) 委託前自社中間処理方法
 - (ウ) 委託中間処理方法
 - (エ) 委託最終処分方法
 - (2) その基準となる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 報告を求める者
産業分類別に従業員数等により設定した方法により抽出した事業所（農林漁業を除く。）約1,500箇所
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県（鳥取市、岩美郡及び八頭郡の調査対象者にあつては、鳥取市）に返送させる方法で行う。
- 7 報告を求める期間
令和4年4月1日から同年6月30日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第136号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
------	------	------	------

東伯郡湯梨浜町	令和4年5月10日（火）	午後1時から午後3時まで	東伯郡湯梨浜町大字泊1258-1 泊体育館
〃	令和4年5月13日（金）	午前10時から午後3時まで	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584 ハワイアロハホール
〃	令和4年5月17日（火）	〃	東伯郡湯梨浜町大字龍島500 湯梨浜町役場東郷支所
東伯郡三朝町	令和4年5月20日（金）	午後1時から午後3時まで	東伯郡三朝町大字大瀬999-2 三朝町総合文化ホール

鳥取県告示第137号

令和4年度に県が発注する森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫等防除事業（以下「森林整備事業等」という。）の委託に係る制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格、入札手続等については、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

令和4年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる要件の全てを具備していなければならない。
 - (1) 自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。
 - (3) 競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知）第3条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）を行い、かつ、当該入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間に含まれていないこと。
 - (5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
 - (6) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3又は第38条に規定する監督処分を受けていない者であること。ただし、監督処分を發した県行政機関が監督処分に係る違反行為が改善されたと判断する場合は、この限りでない。
 - (7) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。）のうちに、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人及び専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。
 - ア 技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条第1項に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）
 - イ 林業普及指導員（森林法第187条第1項に規定する者をいう。）
 - ウ 林業技士（一般社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会の理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）
 - エ 基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第1項の規定により指定された林業労働力確保支援センター又は鳥取県の認定を受けた者をいう。）
 - オ フォレストリーダー（現場管理責任者）又はフォレストマネージャー（統括現場管理責任者）（林業振興

事業実施要綱（平成17年3月23日付林政経第161号農林水産事務次官依命通知）に定める「緑の雇用」現場技能者育成対策事業のうちキャリアアップのための研修を受講し、修了した者をいう。）

カ 専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が、年間150日以上かつ10年以上に達する者

(8) 他の入札参加者と次のいずれかの関係にある者でないこと。当該関係を有することが判明した場合、発注機関はその旨を当該関係を有する者に通知するものとする。

なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。

ア いずれかの入札参加者（その代表取締役を含む。以下同じ。）が他の入札参加者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係

イ いずれかの入札参加者と他の入札参加者が、同一の会社の議決権保有者である関係

ウ いずれかの入札参加者の代表取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札参加者の代表取締役を兼ねている関係

エ その他アからウまでの関係に準ずる関係

オ 入札参加者が、森林組合法（昭和53年法律第36号）第4条に規定する組合である場合は、アにおいて「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「いずれかの入札参加者の代表取締役」を「いずれかの入札参加者の代表理事」と、「他の入札参加者の代表取締役」を「他の入札参加者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、提出しなければならない。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本産業規格A列4番横書きで作成すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書

イ その他調達公告に定める書類

(2) 入札参加書類は、調達公告で定められた提出期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。

(3) 入札参加書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者の負担とし、提出された入札参加書類は、返却しない。

(4) 提出された入札参加書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。

(2) 入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税に係る課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。

(3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格（最低制限価格以上のものに限る。以下「最低価格」という。）をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。）とする。

(4) 不落札による再度入札の回数は、2回までとする。

(5) 入札においては、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第129条に

規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札により再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札には参加させないものとする。

なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさらに再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札に参加させないものとする。

- (6) 天災その他の理由により一般競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。
- (7) 予定価格を入札の執行前に公表している場合において、1に掲げる条件を具備する入札参加者が1者のみのときは、当該入札を中止する。
- (8) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。

ア 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として契約申込金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

4 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、インターネットの県のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>。以下「県HP」という。)において掲載するものとする。

5 入札手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

- (1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載することにより行う。
- (2) 入札参加書類及び入札書の様式は、県HPに掲載するとともに、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。
- (3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。
- (4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

6 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先

- (1) 競争入札参加資格者名簿の登録に関する申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7425、7431、7432又は7433

- (2) 届出に必要な書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課

電話 0857-26-7300又は7301

鳥取県告示第138号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町板井原字荒神ノ上へ1179の2・1180の4・1180の9・字釜ヶ谷1214の7・金持字水ノ元1220の2・字堂ヶ原979の7（以上6筆国有林）、板井原字小高下1の1、1の2、7の1、7の2、11の1、字下モ山19の1、19の2、字曲り谷尻21、22の1、23の2、68、69の1、69の4、70、74、字竹ノ下タ162の1、162の3、163の1、165、字下モノ谷216、217、219、230、231、字小丸山232、236、字蛇出ノ上エ246、字広瀬247の1、字代ノ上292の1、293、字家ノ空397、398の1、399の1、400の1、401、401の1、字小屋床482、字家柄483の1、字仲畑487、字カリヤ場515、516、字鈿屋敷535の1、字太平ノ上536の1、537、字箕ヶ手尻568、字動動797の1、798、字橋ヶ谷尻田上799の1、800の1、字橋ヶ谷下タ822から827まで、字橋ヶ谷奥828、829、字大井呑西谷830の8、830の9、830の13、831の2、字橋ヶ谷836、字履掛谷877、883、884、字履掛谷右885、字大明神888から890まで、字堤925の1、字家ノ向928の1、字メクラ神969、字井ノ奥970の1、970の2、字大西1000、字井ノ奥中山1002の1、1003から1006まで、字新山1007、字新山奥1029から1031まで、1033、1034、字新山尻1035、字将監畑1045の1、1045の2、字畑谷1061の1、1067、字鈿床1075、字仲ノ谷1096から1099まで、字荒神ノ上へ1179の1、1180の1、1180の2、1180の8、字釜ヶ谷1214の1、1214の4、1244、字オノ神ノ向1262、1263の1、貝原字平谷560、字ミミズ谷大野561、金持字平ル畑左953、954、955の1、955の2、955の4、955の5、955の9、956の1から956の4まで、956の7から956の9まで、956の13、字堂ヶ原979の1、字裏畑1304、字裏細1307の3、1307の4、1308の1から1308の3まで、1310、1312、1313、1319、字寸ヶ平7、19の1、19の2、20の1、20の2、21、22、字屋根塔33、34の1、34の2、字妙見谷56、65、69から72まで、字妙見谷尻83、字西ヶ市188の1、189、字影ノ向202の1、203、梨子ノ木畑215、217、218、228から230まで、字湯谷上ミ平231、238、239、241から243まで、字細入250、273から275まで、字滝ノ根399、400、字田ノ上419から421まで、423、字小谷425から427まで、字栗ノ木461から465まで、字上ノ山651から656まで、字家ノ前664から667まで、字下モ土居谷693、696から699まで、701から707まで、708の1、708の2、709の1から709の4まで、713、715、716、字タカウメ783から787まで、字ソラメ1061の3、1063、字池ノ元屋敷廻り1163、1164の3、1177、字水ノ元1180から1182まで、1188、1189の1から1189の3まで、1190の1から1190の3まで、1191の1、1191の2、1192の1、1192の2、1219、1220の1、字段1288の1、字段谷1291、1294、1296、1297、上ミ滝谷1320、1323、1324の1、1324の3、1326、1329、字ニタ又1330、1331の1、1331の2、1341、1346から1348まで、字教路塔1350から1353まで、1356から1359まで、1360の1、1361の1、字渡瀬上り1371の1、1372、字広瀬1380、1380の1、1381の2、1382、字下モ滝谷1384、1386から1391まで、字林ヶ代1400、1401、1401の1、1403から1406まで、字下モ地藏谷1425、1432、1432の1、字古川1520の2、1522、字柿ノ木平ラ1524、1529、1530、1532、字三井平1533、1534、1536、字長畑1542の2、1543から1547まで、1550、字籠谷1551、字高目1570の1、1573、字小原1577の1、1579の2、1580の2、字二ノ渡瀬1622の1、字河原田ノ上エ1624の1、字障子滝1633から1636まで、1637の1、字カケ横路1638の1、字フロノ崎1836、字フロノソネ1841、1844、1844の1、1845から1847まで、字中ノ塔1848から1852まで、字手前ノ塔1853から1856まで、1859、1861、1862、1866、字中ノソネ1870、字後谷奥1872の3、1872の5から1872の11まで、1872の13、1874の5、1874の6、字家ノ空1876、1880、字家ノ上エ372から376まで、1882、1883の1、1883の3、1884から1886まで、字家ノ向1887、1888の1、1889、字大塔1896、1897、字牛房塔1898、1899、1901、1903、1905から1908まで、津地字大谷山976の1、977、978の1、978の2、字アナイゴ985の1、字峠谷西平1028の1、1028の7、1028の8、1029の1から1029の3まで、1029の13、1029の36、1029の37、1029の39から1029の45まで、1029の48から1029の51まで、1029の54、1029の55、1029の57、1029の59から1029の64まで、1029の66、1029の68、1029の72、1029の74から1029の77まで、1029の79から1029の86まで、1029の89から1029の94まで、1030の2、1030の5から1030の9まで、字峠谷東平1032の1、1032の2、1033の2から1033の12まで、1033の15、1033の17、1034の2、1034の18から20まで、1034の22、1034の24から1034の26まで、1034の28、1034の30、1034の32、1034の34、1034の35、1034の37から1034の46まで、字奥メウガ谷1036の1、1036の4から1036の6まで、1037の6、1037の7、1037の12、1037の14、1037の15、1037の17、1037の18、1037の21、1037の23、1037の24、1037の26から1037の32まで、1037の34から1037

の45まで、1037の48、1037の50、1038の1から1038の4まで、1038の6、1038の7、1039の1、字ノカミ谷1051の1、1051の3から1051の6まで、字滝ノ谷上エ1056の1、1056の3から1056の11まで、字上ノ谷1102の1、1102の2、1102の5から1102の13まで、1102の18、1102の23、中菅字市ノ原奥572、573、575の1、三谷字ヲフビ266の1、字天狗267、字小谷293、字ワル谷294の1から294の3まで、字桐ヶ塔295の1、296、三土字丸谷632の1、633の3、634の3から634の5まで、安原字大滝176の1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

米子市

2 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 3・3・7号米子駅境線

3 事業施行期間

令和4年3月29日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

米子市弥生町、明治町及び末広町地内

(2) 使用の部分

なし

鳥取県告示第140号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和4年3月29日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

1 開発許可の年月日及び番号

令和4年1月28日 鳥取県指令第202100261624号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字大草沢

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

島根県松江市古志原七丁目4-7

濱 頼人

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 所在が不明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字駒帰字一ノ谷口410、411の1、字夏明口上エ424から426まで、字杉ヶ途430、431、435、436、438、字小櫛浪口482、483、字温江上エ497、字吉ヶ谷531、532、534の2、字向山545、546、字下モ石舩550、551、字小田上エ587、587の1、字下モ木原口595、字溝ヶ途385の1、字イカリ口392の1、字貝津掛398の1、字櫛波口上エ405の1、字念佛岩563の3、565の1から565の3まで、566の1、字下モ向エ636の1、字荒神ノ元上エ644、字タラガ谷上エ522の1
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 3 通知の要旨
1に掲げる土地について、令和4年2月14日付鳥取県告示第54号（保安林の指定施業要件の変更予定について）のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 4 通知の掲示場所 智頭町役場
- 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課